

県**外**

からの

移住者向け

花巻市商工労政課
工業労政係
TEL:0198-41-3536
詳細は右のQRへ



花巻市

ユ
Uー
Iアイ
Jジェイ
タ
就ー
業ン
奨者
励金

交付額

最大

25万円

花巻市移住支援金と併給可能!! 併給の場合は**10**万円です。

花巻市では、「地元へ帰って働きたい」、「出身地から離れ花巻市で働きたい」という方を応援するため、岩手県外から花巻市へ移住し、就職され**6ヶ月以上**就労された方へ奨励金を交付します。

※新卒、転勤、官公庁又は3親等以内の親族が経営する市内事業所へ就職した方は対象となりません。

対象者

岩手県外から花巻市に移住して、花巻市内の事業所（中小企業等）で働く方が対象です。交付には一定の要件を満たす必要があります。

申請期限

移住（住民票移動日）から

1年以内

申請様式や詳細

QRコードからアクセス又は花巻市HPの
「暮らし・行政」→「暮らし・手続き」→
「移住定住」→「就業支援」から

https://www.city.hanamaki.iwate.jp/kurashi/ijyu_teijyu/syugyoshien/1000989.html

裏面で対象要件や
申請書類を
確認

対象要件・申請書類の確認

確認	対象者の要件	提出書類
	岩手県外から花巻市へ直接、転入し申請日時点で 転入後1年以内 であること。 (転入日：令和 年 月 日) ※花巻市へ転入する前に岩手県内の花巻市以外の市町村に住所を移動している場合は対象となりません。	・住民票、戸籍附票等
	職業紹介を行う公的機関（ハロワーク等）又は民間の職業紹介事業者の職業紹介による就業であること。 ※民間の職業紹介事業者とは、厚生労働省に職業紹介事業所として登録のある事業者に限ります。	・ハロワークの紹介状 ・民間の職業紹介事業者を利用したことがわかるメール画面等を印刷したもの 等
	雇用開始日の年齢が 満50歳未満 であること。	・運転免許証の写し ・保険証の写し 等 …本人確認書類
	就職先が 中小企業等 に該当する中小企業者または、中小企業と同規模の医療法人、学校法人もしくは社会福祉法人であること。 ※ご不明な場合は花巻市役所商工労政課までお問合せください。	・求人票 ・会社定款、履歴全部事項証明書、等 …資本金、従業員数がわかるもの
	花巻市内の事業所に 新規で就職し、週20時間以上の無期雇用契約 であること	・雇用契約書 ・就業証明書 等
	花巻市内の事業所に就職後 6ヶ月以上継続して勤務 していること。 (就職日：令和 年 月 日)	・出勤簿の写し ・給料明細の写し 等 …6ヶ月分
	移住元市町村で務めていた企業での 転勤ではない こと ※移住前の市町村で就業していなかった場合は退職証明書は不要です。	・退職証明書 ・離職票 等
		・花巻市U・I・Jターン者就業奨励金交付申請書 ・奨励金振込先となる口座通帳等の写し

申請にあたっては申請の3ヶ月前までに一度、ご相談ください。事前に奨励金交付の可否、申請書類等の確認をさせていただきます。